

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の策定にあたっての Q&A

Q.1 再生可能エネルギー100%電力やJクレジット等の調達は、下水汚泥の有効利用等の創エネルギー又は太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出したエネルギー量に含まれますか？

A. 含みません。再生可能エネルギー由来の電力を使用していた場合においても、下水及び汚泥の処理において消費する電力及び燃料由来のエネルギー量として計上してください。

Q.2 下水及び汚泥の処理において消費する電力及び燃料由来のエネルギーの計上対象範囲はどの部分を含みますか？

A. 最初沈殿池から下水の放流及び処理場から汚泥を搬出するまでに消費するエネルギーを対象として計上してください。管理棟、汚泥の運搬、最初沈殿池以前の揚水ポンプ等において消費するエネルギーは含まれません。

Q.3 要綱第4の”処理場全体に適用されたとした場合”について、地域バイオマスの受け入れや太陽光等の再生可能エネルギーの上限はありますか？

A. 地域バイオマスの受け入れについては、有効利用するバイオマスの1/2以下としてください。太陽光等の再生可能エネルギーについては、当該処理場において導入可能な量としてください。

Q.4 革新的技術等の導入を計画に位置付けることは可能ですか？

A. 可能です。なお、上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross プロジェクト）を活用する場合は、別途 AB-Cross への応募と審査が必要です。その場合、AB-Cross において採択されていない場合においても、計画に当該技術の導入を位置づけることは可能です。

Q. 5 汚泥の減容化技術等の導入により、外部委託している汚泥処理（焼却等）に必要なエネルギーが削減される場合、下水汚泥の有効利用等の創エネルギー又は太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出したエネルギー量に含むことは可能ですか。

A. 可能です。

Q. 6 複数の下水処理場の施設を組み合わせ、仮想的にモデル処理場を構築してよいか。

A. 可能です。

Q. 7 脱水汚泥を処理場外部において、他バイオマスを含めてエネルギー化している場合の扱いについて教えてください。

A. 脱水汚泥分について、下水汚泥の有効利用等の創エネルギー又は太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出したエネルギー量に含むことは可能です。

Q. 8 登録による予算措置への配慮について、計画の登録を受けることによる集中的な支援について教えてください。

A. 100mm 安心プランと同様に、補助金の優先採択、重点配分を想定しております。

Q. 9 広域汚泥処理場の場合、消費する電力及び燃料由来のエネルギー等の計上対象範囲は、当処理場の受泥槽から汚泥の搬出までに消費するエネルギーとしても問題ないでしょうか。

A. 受泥槽から汚泥の搬出までに消費するエネルギーとして問題ありません。ただし、モデル処理場としては、水処理及び汚泥処理の一連の処理を想定していますので、広域汚泥処理場で受け入れている下水処理場および広域汚泥処理場を含めた計算をお願いします。（特定の下水処理場を選定する場合、その下水処理場からの汚泥受け入れ量に相当する広域汚泥処理場分を按分計上するようお願いします。）

Q. 10 下水道資源の有効活用による外部でのエネルギー削減量についても生み出したエネルギー量に含むものとする。とありますが、例えば、固形燃料化により生み出したエネルギー量の算出にあたり、固形燃料の場合、発電所等で削減されるエネルギー量として、石炭から固形燃料の置き換えとなることから石炭の輸入（輸送）が減少することに伴うエネルギー削減量まで含んで良いのでしょうか。

- A. 石炭の輸送の削減量は含みません。化石燃料代替としてエネルギー利用された分のエネルギー削減量を想定しています。